

# 『浄土述聞鈔』の成立背景

——良暁の念仏観——

## はじめに

本稿では浄土宗の四祖である寂恵良暁についての浄土思想の解明に取り組みたい。良暁は良忠の実子であり正統な後継者<sup>①</sup>であったが、行実・教学ともに明らかにされていない点が多い。彼の教学については著作を見渡しても独自の教学理論を確立したような感はなく、むしろ良忠教学を真摯に継承しようとする姿勢が強く感じられる。良暁には多くの書物があるが本稿では『浄土述聞鈔』を題材としたい。本書は良暁の浄土思想を研究する上で重要な書物である。本書は尊観との激しい教学論争の中で成立しており、両者ともに良忠教学の正統の継承を表明している。本書から良暁の浄土思想の解明に取り組むには、本来ならこのような教学対立を検討することによって特色を導き出

伊 藤 茂 樹

すことが有意義なものでないかとも思う。しかし、感情的でないかとも思える双方の論争からいたずらに良暁の独自性を導き出すより、まずは本書の背景からみえる良暁の活動基盤を多少なりとも明らかにすることによって、良忠の継承者としての立場。さらには関東武家層に受容された専修念仏の役割を分析することが出来るのではないかと思う。このような視点にたって取り組みたい。

## 第一章 『浄土述聞鈔』成立の背景

一 『浄土述聞口決鈔』にみる成立の経緯

『浄土述聞鈔』の成立は定恵の『浄土述聞口決鈔』に記される。ここにあげてみよう。

今此ノ述聞製作ノ縁起ト者先師六十二依テ下総ノ国海上船木ノ中務禪門之請ニ下向ノ彼ノ所ニ住ル「称名寺」三箇年也於ニ其ノ間「御談義更ニ無ニ闕ル日」然ル間於「御談義」之次「出ニ自門ノ人ノ異義」而難レ之「述ニ相伝之自義」作ル「一卷ノ書」号ニス之「口伝鈔」於レ是「船木ノ禪門頗ニ有リ書写」所望「仍テ被レ許レ之」禪門写ニ取テ之「令レ見セ尊観ノ直弟南無阿弥陀仏」彼ノ人書ニ写ノ之「遣ニ尊観ノ許ニ尊観被ニ見ノ之「作ニ一卷ノ積一而モ難ス之名ニ之」疑問鈔ト乃チ尊観召ニ盛蓮房ヲ初事尊観令レ見レ之「盛蓮房」云ク非下私下加ニ一見一可レ止上応レ入ニ之「坂下ノ見参ニ候耶云云尊観ノ云ク不レ及ニ子細ニ仍テ持ニ参ノ之「奉レ見ニ先師ニ先師亦救ニ彼疑問ノ難一製ニ一卷ノ文一乃チ今ノ述聞鈔是也此ノ鈔縁起如レ斯云云」

良暁は六十二歳の正和二年の秋に下総国の海上船木中務禪門の請いにより、下総の称名寺に三年止住し浄土教の講述に励んだ。このあいだ良暁は良忠門流における念仏の相伝が乱れている事を案じ、異義をただす為に『口伝鈔』<sup>3)</sup>『浄土肝心鈔口伝』を書いた。海上船木禪門はこの『口伝鈔』を書写することを希望し良暁から許されて書写した。その『口伝鈔』の写本を海上船木禪門は尊観の直弟である南無阿弥陀仏にみせた。そして尊観の直弟は『口伝鈔』を書写し尊観に送った。『口伝鈔』を読んだ尊観は『疑問鈔』(『十六箇条疑問答』)を著して『口伝鈔』

に疑問を著した。尊観は自身が書いた『疑問答』を弟子であった盛蓮房を呼び出して見せたところ、盛蓮房はこれをそのまま良暁にみせた。すると今度は尊観がその内容に対して悉く反論して『浄土述聞鈔』を書いたという。『浄土述聞口決鈔』から見える撰述の経緯は尊観と良暁の学問的な対立がもとに本書の成立されたことが記されており、事実『浄土述聞鈔』の内容は尊観と良暁の学問対立の中で構成されている。確かに両者の確執や教義論争は本書を読み解くにあたって無視できないにしても、両者の間には海上船木中務禪門という人物が共通に存在しており、また良暁と尊観を中継ぎした盛蓮房もはじめ尊観に師事し、後に良暁に師事するなど、尊観と良暁の境遇は異質な世界にいてのではないことも想像される。勿論このことは両者の立場をあきらかにした上で述べるべき見解で即断することは慎むべきであろうが、まずはその前提として称名寺。そして海上船木禪門という人物について検討していきたい。

## 二 海上船木と称名寺について

良暁は海上船木禪門の請いによって称名寺に三箇年止住したのであるが、下総の海上氏とは三崎荘を領有する千葉東一族の庶家をさす。『千葉大系図』等にはこの一族のことが記されている。



の諸氏に別れたことからみて、『浄土述聞口決鈔』の海上船木が、胤方そして行胤の一族の者を指す事は間違いないであろう。

また良暁が止住したとする称名寺もこの付近に存在したよう  
で現在は地名のみ正明寺村（千葉県銚子市正明寺村）として  
残っている。但し良暁の止住が地名に残る正明寺という寺であ  
れば問題ないのであるが、正明寺村には鎌倉期からの寺院で海  
上家の菩提寺である称讚寺（廃寺）という浄土宗の寺が存在し  
ている。『浄土述聞口決鈔』にみられる良暁止住の称名寺が正  
明寺を指すのか、称讚寺を指すのかは限られた史料では判断し  
難いが、寺の所在地が中島城のすぐ近くで中島城主の庇護を受  
けたこと。後述する『称讚寺規式』が正和元年の起草で浄土宗  
僧侶に向けたの行儀の内容であること。さらには称讚寺が

称讚寺は吾宗曩祖良忠上人ノ創創ニシテ、海上家が檀那タ  
リ、然ルニ物換リ、星遷リ、乃チ祖の法名ハ海上氏ノ武運  
ト共ニ滅シ、今ハ皆其遺塵故躅を問フニ由ナシ<sup>9)</sup>

として良忠の開山と伝えられていることから、良暁の止住は  
称讚寺にあつたと見る事は可能であろう。いづれにしろ、海上  
氏のこの地に『浄土述聞鈔』の撰述があつたことは間違いない。  
また春日町にある浄国寺<sup>11)</sup>は建長七年の良忠の開山と伝えられ  
ているよう、付近一帯は良忠の一連の房総教化の地区にあたっ  
ており、良暁の称名寺止住は良忠の房総教化の基盤の上に成り

立っていたのである。良忠の房総教化は建長より弘長の頃にあ  
たるが、この時期は和田合戦・宝治合戦をへて旧来の領主が没  
落する時期にあたり、千葉氏の庶家が独立して力をもちそれぞ  
れの氏寺や菩提寺の建立がはじまる時期にあたる<sup>13)</sup>。この時期の  
良忠の房総教化について植野英夫氏は「武士Ⅱ在地領主層を対  
象とし、帰依を獲得し、その一族の菩提を弔うことを約した寺  
院の創建を目指したのである。良心の記した「学侶一百八人」  
「仮御堂」大門左右分六列坊地」等は、そうした成果の一端を  
示している<sup>14)</sup>。」として、在地領主層の壇越の獲得とその菩提を  
弔う氏寺の創建にあつたと指摘された。この指摘は重要であ  
る。では次に良暁の氏寺止住の意義について検討したいと思う。

### 三 『称讚寺規式』について

良暁が称名寺（称讚寺）に止住したことに関して興味深い史  
料が現存している。称讚寺は明治元年に廃寺となって浄国寺と  
合併されたが、現在浄国寺には良暁が止住する前の正和元年に  
起草された『称讚寺規式』という禁制礼が残っている。内容的  
に浄土宗僧侶に向けたものであり、成立が良暁が止住した一年  
前の正和元年の秋であるということから、良暁が称名寺に止住  
した意義と寺内での立場を把握することが出来る。ここに全容  
をあげる。

称讚寺規式條々

一時衆門事

六口和合共住一寺心一所食其身淨行不可  
 混在家若有女犯事者余衆一同早可擯却其  
 人不可共住盜犯殺有<sup>(マ)</sup>其過同前若鬪爭等以  
 衆議可平之凡僧宝者和合為体相互懺謝不  
 可堅執若猶有難<sup>(マ)</sup>者早触管領人若触粗那  
 方可決其是非也為<sup>(マ)</sup>有闕者以器量仁可補  
 之<sup>(マ)</sup>領之人可隨其<sup>(マ)</sup>左右

一行儀門事

六<sup>(マ)</sup>六時相統但<sup>(マ)</sup>事寺用等<sup>(マ)</sup>其  
<sup>(マ)</sup>晨朝日没初夜等可誦加阿弥陀經  
 四十八<sup>(マ)</sup>晨朝次誦過去帳至中夜後夜  
 守其<sup>(マ)</sup>二時而人數不幾<sup>(マ)</sup>其煩坎宜初夜  
 中夜<sup>(マ)</sup>之前後<sup>(マ)</sup>後夜也

一時間事

香<sup>(マ)</sup>怠守時可勤仕持時蓮花之者不  
 一可訪亡者忌日事  
<sup>(マ)</sup>者禪尼聖如之忌日十月十八日者禪尼<sup>(マ)</sup>  
<sup>(マ)</sup>也各於其前夜<sup>(マ)</sup>二十五三昧如法可勤行  
 每月忌日者可修於念<sup>(マ)</sup>三昧也

一僧衆出行事

每時太鼓之後不可出寺外但病緣急難等於<sup>(マ)</sup>其<sup>(マ)</sup>  
 者可隨其時之左右若遠行事者触繹於衆僧<sup>(マ)</sup>  
 隱者可隨其左右但當番等事不可闕退<sup>(マ)</sup>  
 一酒肉五辛等事  
 於藥酒者常所用之筒引入三盃之外一切不可<sup>(マ)</sup>  
 用之物酒宴之儀不可有之於肉五辛者不可入寺  
 中於病緣者隨其体也

一下部事

若不從寺用在為向背者隨咎之輕重或上<sup>(マ)</sup>物  
 或止食物其咎猶重<sup>(マ)</sup>者早以衆議可退出之  
 一納所<sup>(マ)</sup>所<sup>(マ)</sup>當事  
 當室上座寄合可令納之寺庫  
 一寺用下行事  
 限一兩月分知事僧請取之可宛日々所用也米穀  
 員數注文在別紙惣止過分專住謙約可守且那之意案

一時衆筆紙金剛折事

一時衆衣物折事已上別注之輩  
 一堂內雜具事  
 ◎僧衆並承仕可守護之不可出寺外  
 一庫裏雜具等事

知事僧並下部等守護之不可出寺外

右條々堅守之不可違犯之状如件

正和元年十二月十三日<sup>15)</sup>

内容は六時にわたる『阿弥陀経』読誦や念仏三昧といった行儀が見えることから一見して浄土宗僧に対してのものであることがわかるが、ここには海上家と称讃寺の關係、そして寺内でのあり方が細かに記されている。まず僧侶は僧尼の同宿や半僧半俗といった立場が許されることない「其身淨行」とした僧侶本来のあり方が要求される。酒宴を好むことなく、「止過分専住謙約可守且那之意樂」としたように禁欲的であり檀越に対して従順でなければならぬ。また寺内での生活は在家と交わることなく、院内での雑具についても私物化して寺外に出すことを禁止し、僧衆と承仕、知事僧と下部の共同管理のもとにあった。ここに称讃寺は寺内組織が僧衆と下部・承仕というように重層的な構造をもっていることが理解できる。このような僧侶の特質は同時代に生きた顕密仏教改革派の系譜をとる律僧の姿を彷彿とさせる<sup>16)</sup>。そして重要なことは、称讃寺僧が、聖靈供養に従事していることである。一族の菩提を弔うために月忌には念仏三昧。祥月命日には二十五三昧を修することが要求されている。ことに二十五三昧が<sup>17)</sup>追善に修されることは鎌倉期の浄土宗教団のあり方を考える上でも興味ぶかい。二十五

三昧は『法華経』を講述し、夕べに『阿弥陀経』読誦・念仏・礼拝を繰り返し、そして念仏が終われば光明真言をもって土砂を加える。念仏と密教併修の追善行法である。これらは葬送追善として全国的に平安末期より鎌倉期にかけて普及されたことが知られる。二十五三昧は法然門下でも証空・湛空<sup>18)</sup>が勤めているが、永仁三年（一二九五）に成立した『野守鏡』には

然るにこのごろの専修の廿五三昧には。觀経をよみて法華経をよまざるあり。本願の意樂にたがひ。眞実の利益をうしなふ。はそのあやまりの八也<sup>19)</sup>

とみえるように、浄土宗の葬送追善行法として鎌倉時代末期には、独自の二十五三昧が勤められていたことが知られる。良暁が檀越の意向に従順で追善廻向に従事していたこと<sup>20)</sup>は、鎌倉光明寺藏の良忠から良暁への『讓状』からもみられる。

讓与

悟真寺房地並同免田武州

在鳩井

僧寂恵

右人、為父子之間、永以讓与了、抑此田地者奉為武州前判史聖靈御往生極樂成等正覚、殊抽追考之御志、所令寄進給也、而今近八旬勞侵身心、追修未滿、告終欲逝、然時縱雖令然阿他界、且任至孝之御願、且依愚老之遺誠、可致誦経称仏之勤行者也 然者、如然

阿見存之時、以尼定阿為母、以舍弟等思子、盡孝可垂  
哀也、仍病中右筆所讓定置之状如件

文永九年正月十六日

然阿弥陀仏  
(良忠)

(花押<sup>2)</sup>)

として、土地の譲渡と共に檀越であった北条朝直への追善と誦  
經・称仏といった行儀の継承があった点からも理解することが  
出来る。このような檀越の追善を重視する姿勢は鎮西義で重視  
された立場であって、聖光の『末代念仏授手印』には

後白河ノ法皇御臨終之時被レ召ニ御善知識一以ニ善知識ノ  
身一早ヲ太上法皇ニ奉レ教ニ授シ一向専修ノ之念仏一以ニ三月

十三日ヲ崩御シ玉フ以ニ件時刻一終ニ以テ遂ニ往生一御シ畢其後

当ニ第十三年ノ御遠忌ニ於テ蓮華王院之内ニ勤ニ修シ六時礼讚

浄土三部經ヲ御追善ニ遂レ玉フ之ヲ自レ此レ後華洛ノ之諸人皆ヲ以ニテ

浄土宗ヲ修ニ追善<sup>(2)</sup>

とみえるように、京洛での浄土宗は追善を重視していた。この  
ようにみれば良暁の称名寺止住は、浄土教講述とともに、海上  
家の追善など檀越の意向に従順な氏寺の僧としての姿が想定さ  
れるであろう。では次に氏寺に止住した良暁の念仏を諸行往生  
の立場から検討したい。

## 第二章 良暁の念仏

### 一 良忠と良暁の念仏―諸行往生論

良暁の念仏について述べる前に、まず良忠の念仏について確  
認したい。良忠の『徹選択鈔』には興味深い記述が載る。

問得名如何。答此ノ集作リ玉ヒシ事ハ先師智度論ニ明ニ菩薩修  
行之相一望ニ今ノ浄土門ニ時可有ニ通局之念仏一道理ヲ見立テ、  
被ル、撰セ也。至テハ題名ニ者案シ勞イ玉ヒシ也。或ハ四義集トヤイ  
ハマシ或ハ徹選択トヤイハマシ。但シ予ハ故上人之遺弟選択  
伝授之身也。徹選択ノ題可レ宜カルト歟。彼集ノ念仏ノ義宣ハ  
徹スル意也。然トモモ選択ノ意ヲ一分メノヘラレス然ル問題ト与  
レ文相違セリ。私ニ申シテ云ク本集ノ大意ヲ積シソヘラレテ候ハ、者  
不レ違レ題ニ宜シカルヘキニ候ヒナント。云云依テ之ニ上卷ニ十六篇  
ノ意ヲ述ヘラレタル也。<sup>(2)</sup>

聖光は『徹選択集』を作製した際、本書が『智度論』の説によ  
るのであれば浄土門にも通局の念仏があってもしかるべきであ  
るといふ考えから、題名について『四義集』としようか『徹選  
択』としようか考えた。そこで聖光は自身が法然の遺弟であり  
選択伝授の身であるから『徹選択』という題名をつけた。しか  
し良忠は本書には『選択集』の内容がなく、選択の意が一分も  
述べられていないことから、『徹選択』という題名と本書の内

容が一致していないと進言したことが述べられている。諸行往生の否定を本質とする法然の念仏<sup>(24)</sup>と聖浄兼学を旨として顕密八宗の融和的な観点から選択義を再解釈した聖光の念仏について、良忠は両者の念仏の質的差を的確に把握していたとして注目される箇所である。しかし良忠も自身の教義的な展開については宝田正道氏が「関東、特に鎌倉へ来てからは、多少とも周囲の諸宗と協調的態度に出ないわけにゆかなかった教義的変遷の兆しを示している。ましてや彼ら異流者の進出に、環境諸宗への追従的教義がいかに関わったか、推して知られる事柄であろう。」<sup>(25)</sup>として鎌倉の宗教情勢を配慮した中で自身の教学を諸

宗協調的な立場の方向へ推移させたことを指摘され、また菊地勇次郎氏も東国の長楽寺義や鎮西義は律宗や天台といった旧仏教との交流の中に教線の拡大がみられたと指摘された。<sup>(26)</sup>ここからみてもわかるように、良忠は諸宗と協調的な立場をもっていたのである。良忠の諸行往生についての解釈は『決疑鈔』には

凡<sup>レ</sup>生<sup>ニ</sup>浄土<sup>ニ</sup>総<sup>ニ</sup>有<sup>リ</sup>三<sup>ニ</sup>類<sup>一</sup> 一<sup>ニ</sup>断証<sup>ノ</sup>機<sup>ニ</sup>自浄<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>心<sup>一</sup>能<sup>ク</sup>  
 生<sup>ニ</sup>浄土<sup>ニ</sup>二<sup>ニ</sup>諸行<sup>ノ</sup>機<sup>ニ</sup>乘<sup>ニ</sup>撰<sup>ニ</sup>機<sup>ノ</sup>願<sup>ニ</sup>成<sup>レ</sup>業<sup>ヲ</sup>往生<sup>ス</sup>三<sup>ニ</sup>念仏<sup>ノ</sup>機<sup>ニ</sup>  
 乘<sup>ニ</sup>生<sup>ノ</sup>因<sup>ノ</sup>願<sup>ニ</sup>業<sup>成</sup>往生<sup>ス</sup>斯<sup>ノ</sup>三<sup>品</sup>如<sup>レ</sup>次<sup>ノ</sup>是<sup>レ</sup>機<sup>ノ</sup>上<sup>中</sup>下<sup>ナリ</sup>  
 初<sup>ノ</sup>機<sup>ハ</sup>自<sup>ラ</sup>証<sup>ニ</sup>二<sup>ニ</sup>空<sup>ノ</sup>妙理<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>感<sup>ニ</sup>眞智<sup>所</sup>変<sup>ノ</sup>浄土<sup>ノ</sup>故<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>  
 仮<sup>ニ</sup>他<sup>ノ</sup>仏<sup>ノ</sup>本願<sup>ノ</sup>勝縁<sup>ヲ</sup>次<sup>ノ</sup>機<sup>ハ</sup>進<sup>テ</sup>未<sup>レ</sup>断<sup>ニ</sup>二<sup>人</sup>法<sup>二</sup>執<sup>一</sup>退<sup>テ</sup>  
 未<sup>レ</sup>乘<sup>ニ</sup>生<sup>ノ</sup>因<sup>ノ</sup>本願<sup>ノ</sup>彼<sup>ノ</sup>仏<sup>ニ</sup>即<sup>チ</sup>有<sup>リ</sup>撰<sup>ニ</sup>凡<sup>ノ</sup>夫<sup>ノ</sup>願<sup>一</sup>垂<sup>ル</sup>加<sup>ニ</sup>念<sup>ヲ</sup>故<sup>ニ</sup>

被<sup>レ</sup>撰<sup>ニ</sup>彼<sup>ノ</sup>願<sup>ニ</sup>即<sup>チ</sup>得<sup>ニ</sup>往生<sup>ヲ</sup>後<sup>ノ</sup>機<sup>ハ</sup>最<sup>ニ</sup>劣<sup>ナリ</sup>若<sup>シ</sup>不<sup>レ</sup>乘<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>生  
 因<sup>ノ</sup>本願<sup>ニ</sup>行業<sup>モ</sup>往生<sup>モ</sup>俱<sup>ニ</sup>難<sup>ニ</sup>成<sup>レ</sup>就<sup>シ</sup>一<sup>ニ</sup>必<sup>ス</sup>由<sup>ニ</sup>念<sup>ノ</sup>仏<sup>一</sup>方<sup>ニ</sup>得<sup>ニ</sup>往  
 生<sup>一</sup>也<sup>故</sup>知<sup>ニ</sup>諸<sup>ノ</sup>余<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>行<sup>ハ</sup>雖<sup>レ</sup>乘<sup>ニ</sup>本願<sup>ニ</sup>非<sup>ニ</sup>本願<sup>ノ</sup>行<sup>ニ</sup>何<sup>レ</sup>  
 処<sup>ノ</sup>解<sup>ニ</sup>釈<sup>ニ</sup>明<sup>ニ</sup>諸<sup>ノ</sup>行<sup>モ</sup>亦<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>本願<sup>ノ</sup>行<sup>ナリ</sup><sup>(27)</sup>  
 と見えるように、諸行は本願ではないが往生は可能であるとい  
 う諸行往生を肯定する立場にたっている。良暁の念仏がこのよ  
 うな良忠の念仏の立場を受け継いでいることは『浄土述聞鈔追  
 加』にみえる良暁の教相からも明瞭に見て取れる。

一問浄土宗ノ教其ノ相如何答如<sup>ニ</sup>選択集第一ノ篇<sup>ノ</sup>云<sup>ク</sup>尋<sup>テ</sup>云<sup>ク</sup>  
 法華方便品<sup>ニ</sup>云<sup>ク</sup>雖<sup>レ</sup>示<sup>ス</sup>種種道<sup>ヲ</sup>其<sup>ノ</sup>実<sup>ニ</sup>ハ<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>二<sup>ノ</sup>仏乘<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>依<sup>ル</sup>  
 此<sup>ノ</sup>經<sup>文</sup>一<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>爾<sup>前</sup>ノ教<sup>ヲ</sup>為<sup>ニ</sup>法華<sup>ノ</sup>方便<sup>ト</sup>云<sup>ク</sup>又<sup>ニ</sup>弘決<sup>ニ</sup>云<sup>ク</sup>遍<sup>ク</sup>  
 尋<sup>ニ</sup>法華<sup>以前</sup>ノ諸教<sup>ヲ</sup>一<sup>ニ</sup>実<sup>ニ</sup>無<sup>シ</sup>二<sup>ニ</sup>乗<sup>作</sup>仏<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>文<sup>及</sup>明<sup>ニ</sup>如<sup>レ</sup>來<sup>久</sup>  
 成<sup>レ</sup>之<sup>説</sup>故<sup>ニ</sup>知<sup>ニ</sup>並<sup>ニ</sup>由<sup>ル</sup>カ<sup>帯</sup>ニ<sup>レ</sup>方便<sup>ヲ</sup>故<sup>ニ</sup>今<sup>ニ</sup>浄土<sup>ノ</sup>經<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>一<sup>ニ</sup>  
 代<sup>レ</sup>諸<sup>ノ</sup>經<sup>ヲ</sup>為<sup>ニ</sup>浄土<sup>ノ</sup>教<sup>ノ</sup>方便<sup>ト</sup>可<sup>レ</sup>云<sup>ク</sup>非<sup>ニ</sup>耶答<sup>一</sup>耶答<sup>一</sup>代<sup>レ</sup>化  
 前<sup>ノ</sup>他<sup>ノ</sup>流<sup>ニ</sup>所<sup>レ</sup>許<sup>ス</sup>也<sup>当</sup>流<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>然<sup>ラ</sup>此<sup>ノ</sup>宗<sup>ハ</sup>唯<sup>ニ</sup>約<sup>ト</sup>不<sup>レ</sup>堪<sup>ニ</sup>難  
 行<sup>一</sup>常<sup>没</sup>凡<sup>ノ</sup>夫<sup>ニ</sup>建<sup>ニ</sup>立<sup>ス</sup>宗<sup>教</sup>一<sup>ニ</sup>也<sup>彼</sup>宗<sup>ノ</sup>意<sup>ハ</sup>者<sup>此</sup>土<sup>ノ</sup>入<sup>理</sup>為<sup>ニ</sup>  
 宗<sup>ノ</sup>所<sup>註</sup>三<sup>百</sup>化<sup>城</sup>未<sup>ダ</sup>至<sup>ニ</sup>五<sup>百</sup>一<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>宝<sup>所</sup>一<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>究<sup>竟</sup>果<sup>ト</sup>  
 今<sup>ノ</sup>宗<sup>旨</sup>者<sup>彼</sup>土<sup>ノ</sup>往<sup>生</sup>為<sup>ニ</sup>教<sup>ノ</sup>本<sup>懐</sup>雖<sup>レ</sup>有<sup>リ</sup>ト<sup>當</sup>坐<sup>道</sup>場<sup>之</sup>説<sup>一</sup>  
 更<sup>ニ</sup>亦<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>論<sup>ニ</sup>分<sup>証</sup>究<sup>竟</sup>云<sup>ク</sup><sup>(28)</sup>  
 浄土宗では積尊一代の教えである聖道門が浄土門の方便とする  
 ことが許されるのかという問いに対して、良暁はそれは他流の

許すところであるとして当流では、雜行に堪えることの出来ない凡夫のために建立された教えであるとされ、聖道門が浄土門の方便であるという立場を否認している。良暁が指した他流とは親鸞・幸西ら安心派がもった立場であるが、彼らとは全く異なった教相観をもっていた。さらに『浄土述聞見聞』には

然<sup>ル</sup>或<sup>レ</sup>仁<sup>ト</sup>浄土宗ヲ以<sup>テ</sup>諸宗ノ最頂ト云<sup>フ</sup>顕密ノ教ノ中ニ談<sup>ス</sup>ル  
処<sup>ノ</sup>仏<sup>ハ</sup>皆<sup>ナ</sup>分証ノ成道也唯浄土宗ノ有<sup>ツ</sup>テ成道明<sup>ス</sup>即<sup>チ</sup>  
般舟經ノ中ニ三世諸仏持<sup>ニ</sup>是念阿弥陀仏三昧<sup>ヲ</sup>四事助歡喜  
皆得<sup>ニ</sup>作<sup>レ</sup>凡<sup>ソ</sup>宗ト云<sup>ハ</sup>兼<sup>ニ</sup>敵對ノ法<sup>ヲ</sup>敢<sup>テ</sup>無<sup>ニ</sup>違論<sup>ニ</sup>為<sup>レ</sup>  
宗<sup>ト</sup>若<sup>シ</sup>浄土宗ヲ諸宗ト齊<sup>シ</sup>ト云<sup>ハ</sup>劣ナリトモ云<sup>ハ</sup>ンハ非<sup>ニ</sup>宗ノ  
義<sup>ニ</sup>爾<sup>レ</sup>顕密ノ宗ノ中ニ於<sup>テ</sup>浄土宗ヲ最頂ト可<sup>レ</sup>云<sup>フ</sup>也此義ノ先師  
在<sup>シ</sup>生<sup>ノ</sup>時<sup>キ</sup>不<sup>レ</sup>知<sup>ル</sup>也<sup>(29)</sup>

として宗とは敵對の法を兼ね違論なきを宗とするのであって、浄土宗を最頂と論じることが良忠の解釈にもなく、「浄土宗自<sup>レ</sup>穢至<sup>レ</sup>浄<sup>ニ</sup>本意<sup>ト</sup>往生<sup>ノ</sup>後<sup>ノ</sup>成<sup>ニ</sup>至<sup>ラ</sup>ハハ聖道<sup>ニ</sup>謙<sup>テ</sup>此<sup>ノ</sup>宗<sup>ニ</sup>委<sup>ニ</sup>細<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>談<sup>也</sup>」(『浄土述聞見聞』)として、浄土宗の教えは往生を本体として往生後の成仏に関しては聖道諸宗に譲るべきであるという諸宗と協調的な態度が見てとれる。天台や真言など顕密諸宗の教相も良暁にとっては「宗宗談異不可偏局」(『浄土述聞鈔追加』)として、顕密仏教と協調的な考え方を持つのである。この点について鎌倉期に関東の浄土教で問題となってい

た十九願・二十願についての解釈も『浄土述聞鈔』には  
第十八願ハ者唯<sup>タ</sup>限<sup>ニ</sup>念<sup>ハ</sup>仏<sup>ノ</sup>者<sup>ニ</sup>十九願ハ者広<sup>ク</sup>通<sup>ス</sup>諸行<sup>ノ</sup>機<sup>ニ</sup>  
として広く諸行の機を撰取する立場を示し、さらには二十願の  
願意についても

第廿願ハ撰<sup>ニ</sup>結縁<sup>ノ</sup>機<sup>一</sup>然<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>人依<sup>テ</sup>過去<sup>ノ</sup>係念<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>第三生<sup>ニ</sup>  
遂<sup>ニ</sup>往生<sup>一</sup>而<sup>モ</sup>是<sup>レ</sup>猶<sup>ラ</sup>十八願ノ利益<sup>ノ</sup>者指<sup>テ</sup>何<sup>ヲ</sup>為<sup>ニ</sup>廿  
願ノ之得<sup>益</sup>但<sup>シ</sup>至<sup>テ</sup>難<sup>ニ</sup>者所修<sup>ノ</sup>念<sup>ハ</sup>自<sup>リ</sup>本生因<sup>本</sup>願<sup>ノ</sup>行<sup>ナル</sup>カ  
故<sup>ニ</sup>十八願自然<sup>ニ</sup>合<sup>シ</sup>テ力<sup>ヲ</sup>令<sup>レ</sup>成<sup>ニ</sup>生<sup>因</sup>然<sup>ル</sup>正<sup>ニ</sup>遂<sup>ル</sup>往生<sup>一</sup>之  
功<sup>正</sup>在<sup>ニ</sup>過去<sup>ノ</sup>係念<sup>ニ</sup>是<sup>レ</sup>故<sup>ニ</sup>雖<sup>モ</sup>修<sup>ニ</sup>念<sup>ハ</sup>自<sup>リ</sup>得<sup>中</sup>往生<sup>一</sup>猶<sup>モ</sup>是<sup>レ</sup>廿  
之願<sup>ノ</sup>益<sup>也</sup><sup>(33)</sup>

とした三生往生、順後往生という立場にたっており、  
当流ノ意ハ十八十九願ニ當<sup>リ</sup>機<sup>ノ</sup>益<sup>一</sup>二十願ハ云<sup>ハ</sup>願<sup>ニ</sup>結縁<sup>ノ</sup>  
益<sup>一</sup>若<sup>シ</sup>不<sup>レ</sup>遂<sup>ニ</sup>順次<sup>ニ</sup>素懷<sup>ヲ</sup>人順後<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>念<sup>ハ</sup>自<sup>リ</sup>云<sup>ハ</sup>往生<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>  
云<sup>ハ</sup>二十願ノ益<sup>一</sup>也(『浄土述聞口伝切紙』)<sup>(34)</sup>  
順次往生にもれた不如法な機類も順後往生として救済されると  
いう極めて幅広い立場から機根を救う立場にたっている。そし  
てこのような解釈は、良忠の『東宗要』にも見られる。

今此<sup>ノ</sup>念<sup>ハ</sup>自<sup>リ</sup>乘<sup>ニ</sup>十八願<sup>ニ</sup>順次<sup>ニ</sup>得<sup>ス</sup>非<sup>ニ</sup>是宿世<sup>ニ</sup>乘<sup>ニ</sup>十八  
願<sup>ニ</sup>念<sup>ハ</sup>自<sup>リ</sup>諸行俱<sup>ニ</sup>不如法<sup>ナル</sup>ハ乘<sup>ニ</sup>二十願<sup>一</sup>以<sup>テ</sup>促<sup>ニ</sup>多劫<sup>一</sup>三生<sup>ニ</sup>  
得<sup>ス</sup>生<sup>一</sup><sup>(35)</sup>  
得生<sup>(35)</sup>

また聖光の『西宗要』にも

問第二十願ハ何ノ願也ト可レヤ云乎答係念定生ノ願也難云極楽  
 浄土是レ願行具足生<sub>スル</sub>土也而<sub>レ</sub>係念<sub>ト</sub>云<sub>ハ</sub>者當<sub>ニ</sub>リ唯願<sub>ニ</sub>既<sub>ニ</sub>  
 無<sub>レ</sub>行何<sub>ツ</sub>云<sub>ヤ</sub>定生<sub>ト</sub>乎答係念定生<sub>ト</sub>云<sub>フ</sub>名目ヲ以テ知<sub>ヌ</sub>順次往  
 生<sub>ニ</sub>ハ非<sub>ス</sub>其時節ノ長短<sub>ハ</sub>難<sub>レ</sub>知<sub>ヒ</sub>キ<sub>ハ</sub>此<sub>レ</sub>法地房<sub>ノ</sub>宜<sub>ク</sub>魚<sub>ノ</sub>釣<sub>ク</sub>香<sub>ノ</sub>暫<sub>ク</sub>引<sub>テ</sub>アル<sub>ク</sub>分<sub>ク</sub>終<sub>ク</sub>  
極楽へ生<sub>レ</sub>シメント云<sub>フ</sub>願<sub>ニ</sub>起<sub>ル</sub>給<sub>ス</sub>也是<sub>レ</sub>下種結縁也云<sub>フ</sub>

## 二 海上家の信仰と氏寺の信仰

このようにみると良暁は、良忠と同じく諸行往生を肯定する立場に立ったといえるが、これらの念仏観は海上氏の一族の信仰形態とも合致しなければいけない。海上氏の信仰は、鎌倉時代の武家信奉である八幡信仰や千葉氏の妙見信仰をはじめとして、念仏信仰や禅宗信仰があった<sup>(37)</sup>。実際、海上胤方が行った作善は、常燈寺の薬師如来像の修理<sup>(38)</sup>、亡母の追善に行った『法華経』の埋経<sup>(39)</sup>などが現存する遺物として残っているため確認出来るが、ここからみても一族の信仰は現当二世にわたる雑修信仰にあったことがわかる。この意味で海上氏の雑修的な信仰形態は良忠・良暁の諸行往生観からも合致するものであったといえよう。ただここで注意しなければいけないことは、良忠・良暁の教化が氏寺においての教化であるからには、海上氏だけでなく氏寺の本質と良忠・良暁の念仏が一致しなければいけないと

いうことである。海上氏の信仰の一致は一面的な見解にすぎない。奥田真啓氏は、氏寺について、氏一族以外とその寺の関係について論及されている。要点を述べれば、氏寺には一族以外にも①朝廷との関係、②幕府との関係、③荘園領主または荘園一般との関係、④その他の一般社会と四つの関係があり、①②については、朝廷、幕府のための御家人側からの祈祷にあり、③④は荘園の領主や荘民からの信仰と、逆に武士側から領民や荘民のために祈る信仰にあるとされた。その他にも氏寺は一般社会からの信仰やその他一族以外の多くの武士の信仰が盛んであったとされ「仏教が旧教であると新宗あると、又禅宗であるとを問わず、特殊の信仰者だけでなく、一般衆生を対象とするものである以上、族人以外の信仰があるのは、むしろ当然のこととて、氏寺は決して排他的ではなかったのである。」と結論された<sup>(40)</sup>。氏寺の本質が一族の信仰だけでなく在地に関わるすべての民衆の信仰を受け入れるものであれば、良忠と良暁らの念仏がより幅広い機根層から受容される諸行往生の見解に立脚していたことはいうまでもない。このことはこの地区一帯の阿弥陀信仰の盛行からも裏付けられる。篠崎四郎氏は銚子地方は古くから阿弥陀信仰が盛んな地方であり当地区の禅宗の等覚寺、真言宗の東光寺・円福寺は本尊が阿弥陀仏であり、これらの寺院も転宗する前は浄土信仰にたった修練道場であったことを指摘

された。そして、その阿弥陀信仰は密教にも禅にも通じてみられた信仰であったという。また東光寺の本尊は善光寺式阿弥陀如来であり、この地区には超宗派的な善光寺信仰が盛んであったと指摘された<sup>(41)</sup>。この指摘は貴重である。善光寺信仰は三國伝来の生身阿弥陀の信仰であり、鎌倉・南北朝期には全国各地には多くの善光寺式阿弥陀如来像が模倣された。道俗貴賤多くの信仰があり、そして何より地頭・御家人層に強い広がりをもっていた。善光寺信仰には良忠も深い関係があり、『然阿上人伝』には「詣<sup>ニ</sup>善光寺<sup>ニ</sup>矣時<sup>ニ</sup>或人致<sup>シ</sup>屈<sup>ラ</sup>默<sup>ニ</sup>四十八日<sup>ヲ</sup>談<sup>セシム</sup>四帖疏<sup>ヲ</sup>自<sup>レ</sup>其以後<sup>ニ</sup>經<sup>ニ</sup>歴<sup>シ</sup>諸国<sup>ニ</sup>」<sup>(42)</sup>として、房総での教化に先立って善光寺に立ち寄り、四十八日間の『観経疏』の講述があったことが記される。良忠の房総教化と善光寺信仰との関係が示唆されるであろう。そしてこのことは善光寺信仰と同じく良忠・良暁の念仏が在地領主を軸とした在地の信仰とも合致していたことを裏付けるものであろう。在地領主にもとめられた宗教的な課題は自己の信仰にもとづいた現当二世にわたる多様な願望の実現と在地民衆の信仰の包容であり、それらは在地の階層秩序をともなったものでもあった。良忠・良暁の鎮西義が諸行往生を容認する念仏の立場にたったことは、これら在地領主らの要求と民衆信仰を共に受け入れる念仏であったことをここで指摘しておきたい<sup>(44)</sup>。

## まとめ

良忠の実子であり、正統な後継者であった良暁の立場は、同じ良忠の門下にあった一向俊聖<sup>(45)</sup>と対比するとよく理解できる。一向俊聖は二十一歳の時、俗兄草野永平が帰依していた聖光の弟子である良忠に仕えて顕密諸宗の解を放下し専修念仏の行者となり一向と名乗るが、

文永十年酉の二月、生年三十五にして、師の御もとを辞して、諸国遊行に出でたまふとて、

我れ独り入て何せん西の山にかたぶく月はさもあらばあれ

と。かく詠じて、浄土宗も機を見て、猶同異二類ひの助業を励む。此宝号に何の不足あらんやとて、浄土の宗名も棄損し、経論の義学を放却し、一処不住に行脚して、念仏を四海に勧進し給ひけるに、其勸化に帰する者、星のごとくに馳せ、かくのごとくに集りて、門葉もまた盛なり<sup>(46)</sup>。

とするように、良忠の念仏が同異の助業とした諸行往生について積極的な立場を持っていることに不満をもち、師のもとを去り諸国遊行の旅に出て一所に定住することなく全国を念仏勧進して多くの者が彼に帰依したという。このような一向俊聖の立場は良暁が海上氏の要請により称讚寺に止住して聖霊廻向と浄土教講述に従事した姿勢と比べても対比的であることがわかる

が、なにより俊聖の念仏觀が良忠の諸行往生の立場を批判したことからもわかるように両者には異なった念仏觀が存在していたことがわかる。一向宗の念仏は『天狗草子』に

或は一向衆といひて、弥陀如来の外の余仏に帰依する人にくみ、神明に参詣するものをそねむ。衆生の得脱の因縁、さまざまなれば、即、余仏余菩薩に因縁ありて、かの仏菩薩に対して出離し、神明又和光利物の善巧方便なれば、即垂迹のみもとにして、解脱すべし。しかるを一向弥陀一仏に限て、余行・余宗をきらふ事、愚痴の至極、偏執の深重なるが故に、袈裟をば、出家の法衣なりとて、これを着せずして、愁にすがたは僧形なり。これをすつべき。或は馬衣をきて、衣の裳をつけず。念仏する時は、頭をふり肩をゆりておどる事、野馬のごとし。さはがしき事、山猿にことならず。男女根をかくす事なく、食物をつかみくひ、不当をこのむありさま、併、畜生道の業因とみる。<sup>(7)</sup>

阿弥陀一仏に絶対的に帰依し、余仏・余菩薩を信仰することなく遊行し踊り念仏を行じて民衆からの帰依を獲得した教団であることが示されているが、『天狗草紙』の作者が一向宗の踊り念仏を畜生道の業因としたように一面では浄・不浄を問はない卑賤な下級僧の集団として認知されていた。一方、良忠・良暁は氏寺を建立し、聖靈廻向に従事して多様な価値観を包容す

る諸行往生に立脚し、在地領主の一族を中心にそれら在地民衆の信仰を矛盾なく獲得しなければいけなかった。このことは良暁の流れをくむ聖岡が『破邪顯正義』で一向宗の踊り念仏を批判したように<sup>(48)</sup>、両流の念仏に根本的な違いがあったことを理解しなければいけないであろう。

註

- (1) 玉山成元「良忠の古文書をめぐって」(『浄土学』三六、昭和六〇年)、同「名越・白旗派論争の価値」(『金沢文庫研究』十九―八、昭和四八年)、『中世浄土宗教団史の研究』(山喜房、昭和五五年)
- (2) 『浄全』一一卷、五八二頁
- (3) ここにみる『口伝鈔』は正和三年成立の東寺宝菩提院蔵の『浄土口伝肝心鈔』(二卷一冊)、大正大学蔵の康暦二年の写本『浄土肝心鈔口伝』(一卷一冊)を指す。(櫛田良洪「東寺宝菩提院所蔵の浄土教資料」、『日本仏教史学』四、昭和四四年)なお櫛田氏によれば現在流布している江戸期の版本である『浄土述聞口伝切紙』は本書の異本であることを指摘されている。
- (4) 篠崎四郎編『銚子市史』(昭和三六年、複製版、国書刊行会、昭和五六年)一一七頁、本稿での系図は便宜上『銚子市史』の系図を使用した。
- (5) 『海上町史』史料編一(海上町史編纂委員会、昭和六〇年)四一九頁
- (6) 『銚子市史』一一八頁
- (7) 『銚子市史』一一〇頁

- (8) 日本歴史地名大系『千葉県の地名』六一一頁、「三崎庄・海上庄」の項目
- (9) 千葉県文書館蔵『寺院明細帳』辺田村浄国寺の「海上堂」の項目
- (10) 小笠原長和「下総三崎庄の古寺と海上千葉氏」(『金沢文庫研究』通巻一〇六号、昭和三九年、のち同著『中世房総の政治と文化』吉川弘文館、昭和六〇年に所収) 称讚寺も中島城も現在の跡が残っている。称讚寺は中島城より西に数百メートルの位置にある、現在、跡地には市内では最古の康応三年の板碑(銚子市文化財)が残っている。篠崎四郎はこの板碑より同寺が密教にも関わりがあったと指摘されている。(『銚子市史』九六四頁)。称讚寺は幕末まで存在したが、明治に廃寺となり浄国寺と合併された。その際「海上大土並内室及び嗣子」を祀る海上堂は浄国寺に移され、海上氏歴代の墓石は小長谷友吉氏により松ヶ谷の東福寺(廃寺)の墓所(銚子市文化財)に移された。なお海上堂は太平洋戦争において焼失している。
- (11) 植野英夫「良忠の房総伝道について―開山伝承を中心に―」(『鎌倉』七〇・七一、平成五年)
- (12) なお良忠の房総教化または関連の論文を列挙すると恵谷隆戒『然阿良忠上人伝の新研究』(金尾文淵堂、昭和九年)、宝田正道「千葉一族と浄土宗」(『日本仏教文化論攷』(弘文堂新社、昭和四二年)、大橋俊雄「三祖良忠上人」(神奈川教区教務所、昭和五九年)、小林尚英「浄土大要鈔」とその成立背景―特に浄福寺と下総板碑を中心として―」(『浄土学』三六、昭和六〇年)、藤堂恭俊「総州在住時代における良忠の著作と金沢文庫蔵古写本『安楽集論議』」(『仏教文化研究』三二号、昭和六二年)、福島金治「鎌倉北条氏と浄土宗―律宗以前の金沢称名寺

- をめぐって―」(『鎌倉』七〇・七一、平成五年、のち同著『金沢北条氏と称名寺』吉川弘文館、平成九年、に所収)
- (13) 前掲福島論文
- (14) 前掲植野論文
- (15) 『海上町史』史料編一、二三八頁
- (16) 「中世唐招提寺の律僧と齋戒衆―中世律宗寺院における勸進・葬祭組織の成立―」(『ヒストリア』八九号、昭和五五年)、「中世大和における律宗寺院の復興―竹林寺・般若寺・喜光寺を中心に―」(『日本史研究』二二九、昭和五六年)、「法金剛院導御の宗教活動」(『仏教史学研究』二六巻二号、昭和五九年、いずれも後に同著『中世の律宗寺院と民衆』吉川弘文館、昭和六二年、に所収)
- (17) 圭室諦成『葬式仏教』(大法輪閣、昭和三八年)、勝田至『死者たちの中世』(吉川弘文館、平成一五年)
- (18) 『法然上人伝全集』二七三頁、三一頁
- (19) 『群書類従』二七、五一―二頁
- (20) 湛空らが修した二十五三昧と良暁らの二十五三昧は決して異質なものではない。聖岡の著作である『伝通記釋鈔』には二尊院と鎮西義の関係を示す興味深い記述がみえる。
- 上人(聖光) 滅後依遺言御骨二尊院故上人御舍利中可奉納之由遺弟持願房専阿弥陀仏等嵯峨正信上人申許奉籠竟
- (『浄土』三、一一五頁)
- として二尊院の法然の廟所には聖光の遺言で遺骨が納められているとみえる。聖光の遺骨が実際に埋葬されたという信憑性はともかく、法然信仰の源泉たる二尊院に聖光の遺骨が埋葬してあると、聖岡が主張している点は興味深い。二尊院は四宗兼学の寺院であり鎮西義の聖浄兼学の立場と同一である。

- (21) 『鎌倉市史』史料篇三、四四〇頁
- (22) 『浄全』一〇巻、九頁
- (23) 『浄全』七巻、一一二頁
- (24) 平雅行「法然の思想構造とその歴史的地位」(『日本中世の仏教と国家』塙書房、平成四年)
- (25) 前掲宝田論文
- (26) 菊地勇次郎『伊豆山源延』輔考(『金沢文庫研究』七四、昭和三十七年、のち『源空とその門下』法蔵館、昭和六〇年)
- (27) 『浄全』七巻、二三四頁
- (28) 『浄全』一一巻、五五七頁
- (29) 『浄全』一一巻、五七二頁
- (30) 『浄全』一一巻、五五八頁
- (31) 『浄全』一一巻、五七二頁
- (32) 『浄全』一一巻、五四八頁
- (33) 『浄全』一一巻、五四九頁
- (34) 『浄全』一一巻、五七九頁
- (35) 『浄全』一〇巻、五〇頁
- (36) 『浄全』一〇巻、二二九頁
- (37) 『銚子市史』一二二頁
- (38) 『銚子市史』一二二頁、『海上町史』史料編一、二二五頁
- (39) 『銚子市史』一二二頁、『海上町史』史料編一、二二五頁
- (40) 奥田真啓『中世武士団と信仰』(柏書房、昭和五五年) 三三五～三三七頁(初出昭和一六年)
- (41) 『銚子市史』一三七頁
- (42) 善光寺信仰については、牛山佳幸「善光寺創建と善光寺信仰の発展」(伊藤延男他編『善光寺—こころとたち—』第一法規、平成三年)、同「中世武士社会と善光寺信仰—鎌倉期を中心に—」(鎌倉遺文研究Ⅲ『鎌倉時代の社会と文化』東京堂出版、平成一一年)、峰岸純夫「中世東国の浄土信仰」(『宗教・民衆・伝統—社会の歴史的構造と変容』雄山閣、平成七年)、井原今朝男「中世善光寺の一考察」(『信濃』四〇—三、昭和六三年、のち同著『中世のいくさ・祭り・外国との交わり—農村生活史の断面—』校倉書房、平成一一年に所収) 参照
- (43) 『然阿上人伝』(『三上人研究』同朋社、昭和六二年、四三〇頁)
- (44) このような視点は近年、中世考古学史の立場から齋藤慎一氏が『中世武士の城』(吉川弘文館、平成一八年)でも指摘しており(一〇七～一三頁)、武家の拠館に建立された寺院(阿弥陀堂)は地域支配の重要な拠点であり、民衆は阿弥陀堂に結縁することによって浄土信仰を深め、武家領主は自身の往生浄土とともに、浄土の荘厳を表現した寺院庭園と阿弥陀堂を地域の民衆に身近な存在として知らしめることを忘れなかったと指摘している。
- (45) 一向上人については、神田千里「原始一向上宗の実像」(網野善彦・石井進編『中世の風景四 日本海交通の展開』新人物往来社、平成七年)、細川涼一「番場蓮花寺と一向上聖」(同著『中世寺院の風景—中世民衆の生活と心性』新曜社、平成九年)、大橋俊雄『遊行聖』(大蔵出版、昭和四六年)一八三～一九一頁、同『時宗の成立と展開』(吉川弘文館、昭和四八年)四二～五七頁 参照
- (46) 『浄土宗本山蓮華寺史料』九六頁
- (47) 続日本絵巻大成一九『土蜘蛛草子』天狗草子 大江山絵詞』一六八頁
- (48) 『浄全』一二巻、八二七～八二八頁

(いとう しげき 研究協力者)